

(別紙)

諮 問 理 由

(生命表の基幹統計としての指定について)

1 生命表(完全生命表及び簡易生命表。以下同じ。)は、ある期間^(注)における死亡状況(年齢別死亡率)がその後も変化しないと仮定したときに、各年齢の者が1年以内に死亡する確率や、平均してあと何年生きられるかという期待値などを、死亡率や平均余命などの指標によって表したものである。特に、0歳の平均余命である「平均寿命」は、我が国の死亡状況を集約したものとして、保健福祉水準を総合的に示す指標として広く活用されており、生命表は、死亡状況を厳密に分析し、高齢化の進展に伴って増大する社会のコスト負担を検討する上で不可欠な統計となっている。

(注) 「ある期間」とは、基本的には1年間であるが、戦前などにおいては、複数年間を対象として生命表が作成される場合があった。

2 生命表は、将来推計人口の計算の基礎として利用されているほか、平成22年3月の相続税法(昭和25年法律第73号)の改正により、財産評価(定期金に関する権利の評価)における参考資料として用いることが新たに定められるなど法令上の利用もなされている。また、医療保険制度の見直し、年金の支給開始年齢の見直しや長寿社会における高齢者の雇用対策等の保健、医療、福祉など、高齢化の進展に伴って政策的重要性が高まっている諸施策の基礎資料として広く利用されている。

3 また、生命表は、民間保険会社における年金保険料率算出の基礎資料等として利用されている。

4 さらに、生命表は、国際連合の要請を受けて、毎年「Demographic Yearbook」(人口統計年鑑)作成のために提供されているほか、世界保健機関の要請を受けて、毎年「Country Health Information Profiles」(世界保健統計等)への報告がなされている。

5 こうしたことから、生命表は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第3号に定める基幹統計として指定するための3要件のうち、同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」については上記2の点により、同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」については上記3の点により、同号ハの「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」については上記4の点により、いずれの要件にも該当するものと考えられる。

6 上記のような生命表の重要性にかんがみ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)においても、生命表の基幹統計化について検討することとされているところであり、本件諮問は、同計画の趣旨に沿ったものである。

7 以上の理由から、生命表を基幹統計に指定することとしたい。